

記者の目



水戸 健一
横浜支局

「厚木市の男児白骨化遺体事件」

最初の異変は04年10月。県警が早朝に検定で歩く理玖君を見つげ、児童相談所(児相)が一時保護した。母親は翌日、理玖君を引き取りに現れる。体にあざなどがなかったため、児相は「迷子事案」と判断し、家庭に戻した。

詳細な取り回りの記録はないが、児相には「母親が父親に家庭内暴力を受けている」というメモが残されている。母親はその日、理玖君を残してアパートを出た。父子の生活は乱れ、料金未払いで電気が止められる。理玖君は暗い部屋で、食料を持って不定期に帰宅する父親を待つだけの生活を強いられた。

この時期、他の行政機関も異変を察知できる状況にあった。事件が起きるたびに「行政機関の連携が足りない」という指摘が繰り返される。今回の事件に関する県や市の検証でも、同様の結論が提示されるだろう。連携の強化が再発

た。厚木市の健康部局は、3歳半健診の未受診を把握し、市の子供部局も児童手当の支給に必要な子供の現況届が未提出だと確認していた。だが、各部局は情報を抱え込んだ。健診や児童手当に関する情報があれば児相も迷子と判断せず、理玖君が飢えて死亡する最悪の事態は避けられたはずだ。

連携強化の方法 具体的に言及を

事件が起きるたびに「行政機関の連携が足りない」という指摘が繰り返される。今回の事件に関する県や市の検証でも、同様の結論が提示されるだろう。連携の強化が再発

の防止に向けた最善策ということでは間違いない。しかし、具体的な連携方法に言及しなければ、それは空論に過ぎない。現行の児童虐待防止法も行政機関の連携強化をうたっているものの、あくまで「児相や福祉事務所に求められたとき、行政機関は必要な限度で情報を提供できる」という受動的な規定だ。

児童虐待の社会問題化を受け国は04年、自治体に児相や学校などの行政機関が連携して対応に当たる「要保護児童対策地域協議会」の設置努力を求めた。だが、厚木市をはじめ、多くの要対協が期待された機能を果たしていない。定期的な会議を「顔合わせ」と皮肉る関係者も多い。

個人情報保護に 行政縛られすぎ

健診が未受診だったり、児童手当が未受給だったりすれば、子供に異変が起きていると推測するのが一般的な感覚だろう。取材をしていくと、そうした情報が部局内にとどめられていたことに驚かされた。市の各部局は「個人情報を外に出せない」と守秘義務を強調するが、子供の命よりの優先される情報などはないはずだ。そもそも「個人情報保護」という言葉に行政機関が縛ら

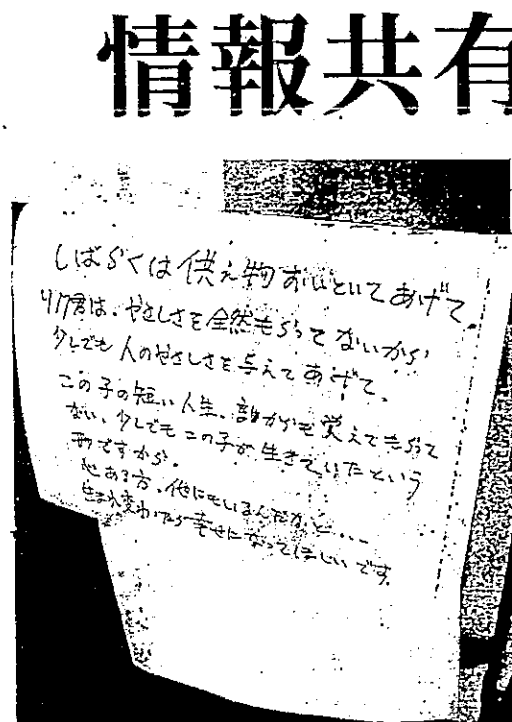
れすぎたという指摘もある。児童虐待問題などに取り組むNPO法人「シンクキッズ」(東京都港区)代表理事の後藤啓二弁護士は「個人情報保護法の施行後、行政機関は思考停止し、提供に問題のない命に関わる情報でも提供せず、連携して子供を守るつもりがない」と批判する。

情報共有に伴うリスクも、確かにある。例えば夫のDVから逃げた母子のケースだ。自治体で支援を受けようとする、住民登録が必要になる。住んでいた自治体に転出届を出さなければならぬが、小さな自治体だと、夫の関係者が役所に勤務していることも少なくなく、転居先を調べられる恐れがある。実際、安易な情報共有で転居先を知られ、連れ戻された母子もいる。そんな危険を回避するためには、法改正と同時に児相、自治体、学校などが持つ虐待に

関連した個人情報を一元的に管理する上部機関を作り、必要に応じて各機関に閲覧を認めればよいだろう。虐待を見逃した後で「適切に情報共有されていたか」と検証する社会で、虐待を発見し「過度の情報共有がなかったか」と検証する社会。子供にとってもどちらが生きやすいかは自明だ。

義務化で共有情報

神奈川県厚木市下荻野のアパートで11月末、当時5歳とみられる斎藤理玖君の白骨化遺体が見つかった事件を取材した。複数の行政機関が異変の断片を把握しながら父親の育児放棄を見逃し、保護することができなかった。同様の事件は過去に何度も起き、再発の防止に向けた検証も行われてきた。事件を受け、「またか……」といつやるせなさを感じた人も多いはずだ。悲劇を繰り返さないために何をすべきか。私は児童虐待防止法を改正し、情報共有を義務化することが必要と考える。



現場のアパートには、お供え物を届けに来た人が書いたとみられる張り紙があった—神奈川県厚木市で6月19日、長真一撮影